

## 災害時における飲料水等の供給に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と仙台コカ・コーラボトリング株式会社庄内営業所（以下「乙」という。）は、災害時における乙が取扱う飲料水等の供給等に関して次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、鶴岡市の区域内において地震等の大規模災害が発生した場合において、乙が飲料水等を優先的に甲に供給し、もって、災害応急及び復旧対策が円滑に実施され、被災者の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

### （協力事項の発効）

第2条 この協定は、鶴岡市の区域内において地震その他の災害により重大な被害が発生し、甲の対策本部が設置され、その対策本部からの飲料水等の提供について要請があったときをもって発効するものとする。

### （要請）

第3条 甲は、災害時において緊急的な飲料水等の提供が必要な場合は、乙に対し飲料水等の優先的な供給について要請を行うことができる。

- 2 前項の要請は、飲料水等供給要請書（別記様式第1号）により行うものとする。  
ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

### （飲料水等の供給）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、次に掲げるところにより飲料水等を優先的に供給するものとする。

- (1) 災害対応型自動販売機の機内の在庫製品の供給
  - (2) 甲の発注による供給
- 2 前項の供給は、乙が調達し、又は製造することが可能な範囲内の飲料水等により行うものとする。

### （自動販売機の指定）

第5条 甲は、あらかじめ乙の承認を得て、飲料水等の供給に係る災害対応型自動販売機を指定するものとする。

- 2 甲は、災害対応型自動販売機を指定したときは、自動販売機管理台帳（別記様式第2号）を2部作成し、その1部を乙に提出するものとする。指定内容に変更があ

ったときも同様とする。

(災害対応型自動販売機による飲料水等の供給方法)

第6条 乙は、災害対応型自動販売機の設置先において重大な被害が発生したときは、甲が第4条第1項第1号の規定による飲料水等の供給を行うための災害対応型自動販売機の操作（以下「無償供給操作」という。）をすることを承諾するものとする。

2 甲は、前項の承諾があったときは、インターネットの専用回線又は専用キーを使用し、無償供給操作を行うものとする。

3 専用キーは、災害対応型自動販売機管理者（甲が甲の職員の中から指名した者）が管理を行なうものとし、甲は、第1項の承諾があったとき以外に使用してはならない。

4 甲は、災害対応型自動販売機管理者を指名したときは、速やかに乙に対してその旨を報告するものとする。

(甲の発注による飲料水等の運搬及び引渡し)

第7条 飲料水等の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は前項の引渡し場所に職員を派遣し、当該場所において当該職員が乙の納品書等に基づき、飲料等を確認し、引渡しを受けるものとする。

(実績の報告)

第8条 乙は、甲の発注により飲料水等を供給したときは、飲料水等供給実績報告書（別記様式第3号）により甲に対し報告を行うものとする。

(要請に基づく責務)

第9条 乙は、災害により重大な被害が発生したとき、速やかに対応体制を整えるよう万全を期するものとする。ただし、道路の寸断、停電等により飲料水等の供給に支障が生じるときは、甲乙協議により対策を講じるものとする。

(供給修了の通知)

第10条 甲は、乙からの飲料水等の供給を受ける必要がなくなったときは、文書により乙に通知するものとする。

(経費の負担)

第11条 災害対応型自動販売機内の在庫製品による飲料水等の供給に要する費用は乙

が負担し、甲の発注による飲料水等の供給に要する費用（運搬に係るものを除く。）は甲が負担する。

- 2 甲の発注する飲料水等の価格は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とする。

（連絡責任者の報告）

第 12 条 甲及び乙は、この協定の締結後速やかに連絡責任者を連絡責任者届（別記様式第 4 号）により相手方に報告するものとし、連絡責任者に変更があったときも同様とする。

- 2 甲及び乙は、前項の規定により報告された事項をこの協定の目的以外の目的に使用してはならない。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第 14 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から 3 年間とする。ただし、協定の満了の日から 1 か月前まで甲乙いずれからもこの協定の解除の申出がないときは、同一の条件をもってこの協定の有効期間を 1 年間延長したものとみなし、それ以降もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 1 月 4 日

甲 鶴岡市馬場町 9 番 25 号  
鶴岡市  
鶴岡市長

乙 酒田市曙町二丁目 20-1  
仙台コ・ラボトリング株式会社庄内営業所  
所 長